

川俣町地域まるごと脱炭素計画

【川俣町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】

【川俣町地域気候変動適応計画】



川俣町公式キャラクター
小手姫様（おてひめさま）

2021年（令和3年）7月
2024年（令和6年）7月改訂

川 俣 町

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	2
第1節 計画策定の背景・意義	2
1. 地球温暖化の現状と影響	2
2. 地球温暖化対策を巡る国際的な動向と国内動向	3
3. 福島県及び川俣町の地球温暖化対策	4
第2節 計画の基本的事項	5
1. 計画の定義と位置づけ	5
2. 計画の期間、基準年度と目標年度	5
3. 計画の対象等	5
第2章 区域の現状	7
第1節 区域の環境特性	7
1. 地勢と気候	7
2. 社会	7
3. 環境	8
第2節 区域の温室効果ガス排出状況	10
1. 温室効果ガス排出量の現況推計と推計方法	10
2. 区域の温室効果ガス排出量の推移	10
3. 部門別温室効果ガス排出量	10
4. 再生可能エネルギーの導入状況	13
第3節 区域の温室効果ガス排出量の将来推計	14
1. 将来推計の考え方	14
2. 温室効果ガス排出量の将来推計	14
第4節 区域の気候の変化と将来予測	15
1. 本町の気候の現状	15
2. 本町の気候の将来予測	16
3. 気候変動影響評価	18
第3章 計画の目標	20
第1節 区域の目指す将来像	20
第2節 温室効果ガス総排出量削減目標	21
第4章 温室効果ガス削減・抑制のための取組	22
第1節 基本目標	22
第2節 施策と取組	24
1. 町の施策・事業	24
2. 町民・事業者の取組	28
第5章 重点プロジェクト	31
第6章 計画の推進	32
第1節 計画の推進体制	32
第2節 計画の進捗管理	33

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の背景・意義

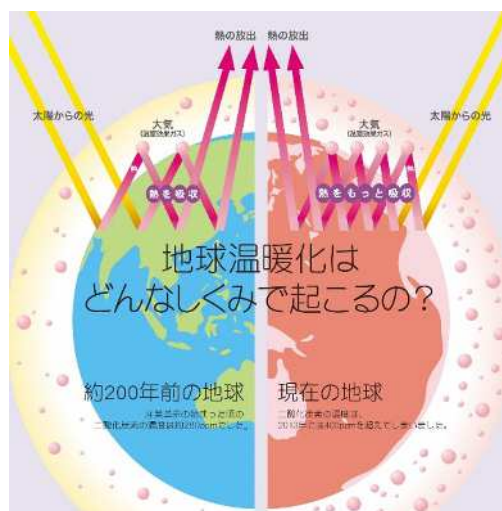
1. 地球温暖化の現状と影響

(1) 地球温暖化と気温の上昇

地球は、太陽からの熱によって温められ、その熱は地表や海で反射して宇宙に放出されています。地球の表面にある窒素や酸素、二酸化炭素（以下、「CO₂」という。）等は「温室効果ガス」と呼ばれ、太陽からの熱を吸収し、地表から宇宙への熱の放出を防いで、地球の平均気温を 14℃ 程度に保つ役割を持っています。この「温室効果ガス」が増えすぎると、宇宙への熱の放出が妨げられ、地球の気温が上昇します。これが「地球温暖化」です。

産業革命以降、石炭や石油等をエネルギー源として大量に使用するようになり、大気中の CO₂ 濃度が上昇しています。世界の平均気温は、1850 年～1900 年に比べて 2011 年～2020 年で 1.1℃ 上昇し、特に 1970 年以降の世界の平均気温の上昇は、過去 2000 年間のどの 50 年間よりも加速している状況です。

このままでは、世界の平均気温の上昇は 2030 年代前半までに、工業化以前と比べて 1.5℃ に到達する可能性があることが指摘されています。



【(出典) 温室効果ガスインベントリオフィス
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より】

(2) 気候変動の影響

気温が高い状態が長期化すると、気候のパターンが変化し、通常の世界のバランスが崩れます。これにより、人間と地球上の他のすべての生命体が多くリスクにさらされます。

地球温暖化に伴う気候変動の将来リスクとして、海面の上昇・高潮や洪水・豪雨など、8つの主要リスクが挙げられています。

日本でも記録的な大雨による河川氾濫や土砂災害の被害、非常に強い台風による大雨暴風被害、高温による熱中症救急搬送人員の増加など、気候変動の影響による気象災害が既に発生している状況です。



【(出典) 温室効果ガスインベントリオフィス
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より】

2. 地球温暖化対策を巡る国際的な動向と国内動向

(1) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

地球の温暖化は、人類の生存基盤に関わる深刻な環境問題の一つであり、その原因とされる温室効果ガスの排出量を抑制することは、世界共通の課題となっています。

地球温暖化対策の国際的な動向としては、2015（平成 27）年 12 月には、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において「パリ協定」が採択され、『世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち、また、1.5℃以下に抑える努力を追求する目標』などを決定しました。この「パリ協定」により、全ての国々が長期的な温室効果ガス排出削減に乗り出すことになり、1997（平成 9）年の「京都議定書」以来の画期的な国際枠組みとなっています。

また、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の「1.5℃特別報告書（2018 年）」において、気温上昇を 1.5℃に抑えるためには、世界全体の人為起源 CO₂ を 2050 年前後に正味ゼロに抑える必要があると公表されたことを契機に、2050 年までの CO₂ 排出実質ゼロに向けた国際的な動きが加速しています。2021（令和 3）年 10 月、11 月に開催された国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議（COP26）では、世界の CO₂ の排出量を今世紀半ばには実質ゼロにすることなどが合意されました。

(2) 地球温暖化対策を巡る国内動向

日本は、2015（平成 27）年 7 月に、日本の温室効果ガスの排出量を 2030（令和 12）年度に 2013（平成 25）年度比 26%削減とする目標を示した約束草案を国連に提出し、「パリ協定」に基づき、2016（平成 28）年 5 月に、その達成に向けた具体的な取組を定めた、「地球温暖化対策計画」を策定し、併せて、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）を改正しました。

また、2018（平成 30）年 6 月には、「気候変動適応法」が公布され、温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）は車の両輪として取り組むべきであり、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備されました。同年 11 月には、「気候変動適応計画」が策定されています。

その後、地球温暖化対策を取り巻く状況が大きく変化したことから、2020（令和 2）年 11 月には、主要 20 カ国・地域首脳会議（G20 サミット）において、『2050（令和 32）年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにし、脱炭素社会の実現を目指す』という目標を表明し、2021（令和 3）年 4 月には、温室効果ガス排出量の削減目標を「2030（令和 12）年度に 2013（平成 25）年度比 46%削減、さらに 50%の高みに向けて挑戦する」ことを掲げました。

2021（令和 3）年 5 月には、地球温暖化対策推進法が改正され、基本理念に『2050 年までの脱炭素社会の実現』が明記されたほか、第 21 条第 4 項に地方公共団体の事務事業に加え、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量削減等を行うための施策に関する事項を定める計画「地方公共団体実行計画（区域施策編）」の策定が、指定都市等を除く市町村においても努力義務として求められることとなりました。

また、熱中症対策強化のため、2023（令和 5）年 4 月に「気候変動適応法」が改正、「熱中

症対策実行計画」が閣議決定され、市町村は指定遮熱避難施設（クーリングシェルター）を指定し、熱中症警戒アラートを受けて開放することなどが定められました。

3. 福島県及び川俣町の地球温暖化対策

（１）福島県の地球温暖化対策

福島県では、地球温暖化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「福島県地球温暖化対策推進計画」を策定し、取組を推進しています。2021（令和3）年12月に改定された計画では、『県民総ぐるみの地球温暖化対策の推進による福島県2050年カーボンニュートラルの実現』を基本目標に掲げ、温室効果ガス排出削減目標（基準年度2013年度）として、2050年度実質ゼロ（カーボンニュートラル）に向けて、2030年度マイナス50%及び2040年度マイナス75%に設定しています。温室効果ガスの排出抑制（緩和策）と避けられない気候変動への適応（適応策）を地球温暖化対策の両輪として推進することを基本姿勢に取り組んでいくとしています。

（２）川俣町の地球温暖化対策

本町では、2008（平成20）年度に「川俣町役場地球温暖化対策実行計画」を策定し、町自らの温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を進めてきました。

しかしながら、温室効果ガスの排出は、町民・事業者・町、あらゆる人たちの生活や事業活動に関係しているものであり、温室効果ガスの排出抑制のためには、共に計画的に取り組んでいくことが必要不可欠であることから、本町の自然的条件や社会的条件のもと、町民・事業者・町の全ての主体が、地球温暖化に対する危機意識を持ち、各主体の役割に応じて温室効果ガスの排出抑制に向けた対策と気候変動への適応を総合的・計画的に推進することを目的に、「川俣町地域まるごと脱炭素計画～川俣町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）～」をこの度策定しました。

なお、この計画は、2015（平成27）年に国際連合で採択された、「持続可能な開発目標（SDGs）」の取組にも寄与するものです。



第2節 計画の基本的事項

1. 計画の定義と位置づけ

「地域まるごと脱炭素計画」とは、温室効果ガス排出量の削減目標を定め、省エネルギーの取組内容等を明確化し、地域ぐるみでの脱炭素の取組を推進していくために、福島県内の市町村で策定される計画です。本計画は、「地球温暖化対策推進法」第21条第3項に基づく、「地方公共団体実行計画（区域施策編）」を兼ねるものとし、本法律に基づき、温室効果ガスの排出量の削減等に向けた取組を推進していくものとします。

また、本計画は、「気候変動適応法」第12条に基づく「地域気候変動適応計画」を兼ねるものとし、川俣町振興計画等、町の各種計画・事業との整合・連携を図るものとします。

2. 計画の期間、基準年度と目標年度

本計画の期間、基準年度、目標年度は、以下の年次とします。

計画期間	2021（令和3）年度 ～ 2030（令和12）年度
基準年度	2013（平成25）年度
目標年度（中期目標）	2030（令和12）年度
目標年度（長期目標）	2050（令和32）年度

なお、地球温暖化を取り巻く社会情勢の変化等に対応するため、計画期間内においても、法や条例の制定・改廃や、国や県の計画等の改定、本町の上位計画の改定等の際には、必要に応じて見直しを行うこととします。

3. 計画の対象等

本計画の対象となる地域は、本町全域とします。

対象とする温室効果ガスは、エネルギー起源 CO₂、非エネルギー起源 CO₂（廃棄物分野（一般廃棄物）由来）とします。CO₂に限定する理由として、温室効果ガス排出量に占める CO₂の割合が90%以上と高いことや、CO₂以外の主な温室効果ガスのうち、メタンや一酸化二窒素については、CO₂の削減対策（脱炭素型社会づくりの推進、ごみの減量化・資源化促進等）を実施することにより、減少が見込めることが挙げられます。

対象とする部門等は、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物分野（一般廃棄物）とします。

図表1 対象ガスと部門等

対象ガス	部門等	主な発生源
エネルギー起源 CO ₂	産業部門	農林水産業、鉱業、建設業、製造業でのエネルギー消費による発生
	業務その他部門	オフィスや店舗等でのエネルギー消費による発生
	家庭部門	家庭でのエネルギー消費による発生
	運輸部門	自動車でのエネルギー消費による発生
非エネルギー起源 CO ₂	廃棄物分野（一般廃棄物）	一般廃棄物の焼却処理による発生

図表 2 温室効果ガスの種類と特徴

温室効果ガス	性 質	用途・排出源
二酸化炭素 (CO ₂)	炭素の酸化物。常温で気体。気体は水に可溶で、水溶液は弱酸性。固体はドライアイス。	石油・石炭・天然ガスの化石燃料の燃焼等により発生。
メタン (CH ₄)	天然ガスの主成分。常温で気体。可燃性。	水田、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋立などにより発生。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物等のような害はない。	燃料の燃焼、田畑への施肥、工業プロセス、自動車の走行、廃棄物の焼却などにより発生。
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	水素、炭素及びフッ素から構成されるフロン。塩素がなく、オゾン層を破壊しない。	スプレー、エアコンや冷蔵庫の冷媒等を使用されるほか、化学物質の製造プロセス、建物の断熱材などにより発生。
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	炭素とフッ素から構成されるフロン。	半導体の製造工程などにより発生。
六フッ化硫黄 (SF ₆)	硫黄とフッ素からなるフロンの仲間。	電気の絶縁体等を使用される。
三フッ化窒素 (NF ₃)	窒素とフッ素からなるフロンの仲間。	半導体の製造工程、液晶基盤の洗浄などに使用される。

図表 3 福島県の温室効果ガス排出量の推移

温室効果ガス		1990 (H2)	2005 (H17)	2013 (H25)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
二酸化炭素 (CO ₂)	千 t-CO ₂	13,052	17,972	17,419	15,504	15,175	13,763
	構成比	89.6%	93.1%	93.1%	92.3%	91.9%	91.0%
メタン (CH ₄)	千 t-CO ₂	738	592	448	415	422	421
	構成比	5.1%	3.1%	2.4%	2.5%	2.6%	2.8%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	千 t-CO ₂	264	285	302	155	146	152
	構成比	1.8%	1.5%	1.6%	0.9%	0.9%	1.0%
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	千 t-CO ₂	232	200	444	639	673	699
	構成比	1.6%	1.0%	2.4%	3.8%	4.1%	4.6%
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	千 t-CO ₂	95	162	53	55	54	55
	構成比	0.7%	0.8%	0.3%	0.3%	0.3%	0.4%
六フッ化硫黄 (SF ₆)	千 t-CO ₂	187	95	34	32	32	32
	構成比	1.3%	0.5%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%
三フッ化窒素 (NF ₃)	千 t-CO ₂	0	4	2	4	4	4
	構成比	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合 計 (総排出量)	千 t-CO ₂	14,569	19,310	18,703	16,805	16,505	15,126

【(出典) 福島県「福島県における 2020 年度の温室効果ガス排出量について (詳細版)」】

第2章 区域の現状

第1節 区域の環境特性

本町の温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を検討するにあたって必要となる区域の自然的社会的特性と課題は、以下のとおりです。

1. 地勢と気候

本町は、福島県の北東部、県都福島市の南東およそ20km、阿武隈山地西斜面の丘陵地帯にあり、伊達郡南部に位置し、東は相馬郡飯舘村及び双葉郡浪江町、南は二本松市、西は福島市、北は伊達市と接しています。総面積は12,770haで、可住地面積が3,752ha（29.4%）、林野面積が9,018ha（70.6%）と豊かな自然を有する地域です。

相馬郡境に連なる北部阿武隈の山なみには、富士山を望むことのできる北限の山である花塚山（918m）や高太石山（836m）がそびえ、尾根から西に走る斜面に耕地がひらけており、町の中心部を広瀬川が南北に流れています。

気候は、阿武隈山地に挟まれた盆地のため、内陸性気候の特徴を示しています。夏は高温多湿で局地的な雷雨が見られ、冬は寒冷・乾燥であり大雪が降ることもあります。

2. 社会

（1）人口構造と将来推計

本町の人口は、1955（昭和30）年の合併以後減少し続けており、2015（平成27）年の国勢調査人口では、14,452人、2022（令和4）年の住民基本台帳人口（4月1日現在）では12,196人となり、1971（昭和46）年以降の51年間に、約1万人（43.7%）減少しています。このような人口減少の要因は、出生率の低下と転出の増加によるものです。

2023（令和5）年度に策定された「第6次川俣町振興計画」においては、2030（令和12）年時点での将来推計人口10,532人を通過点とし、長期的な目標として2040（令和22）年における人口を9,000人程度で維持することを目標としています。

また、年齢別人口をみると、年少人口の構成比率は減少傾向にありますが、平均寿命の延伸を反映して高齢人口は増加を続け、2015（平成27）年には構成比で35%を超えており、この増加傾向は今後も進行するものと思われます。特に、ひとり暮らしの高齢者、高齢者世帯の増加が顕著で、その比率も伸びています。

（2）産業構造

本町の産業の状況を産業別就業者数からみると、1965（昭和40）年は第一次産業と第二次産

業が中心産業でした。しかしその後、2015（平成 27）年には第一次産業就業者数が全体の 5% 程度まで減少し、第二次産業も 1995（平成 7）年をピークに減少傾向にあるのに比べ、第三次産業は増加傾向にあります。福島県全体と比較すると第二次産業の割合は依然高いものの、次第に第三次産業を中心とした産業構造へと移行しています。

（３）交通

本町は古くから交通の要所としての役割を担い続けており、隣接する県都福島市を起点とする国道 114 号は、町を北西から南東に横断して浜通り中部の双葉郡浪江町までを結んでいます。また、茨城県を基点とする国道 349 号は、町の南北を縦断し、宮城県までを結んでいます。

本町の自動車保有台数は、2022（令和 4）年度末時点で 11,337 台であり、人口の減少とともに年々減少しています。

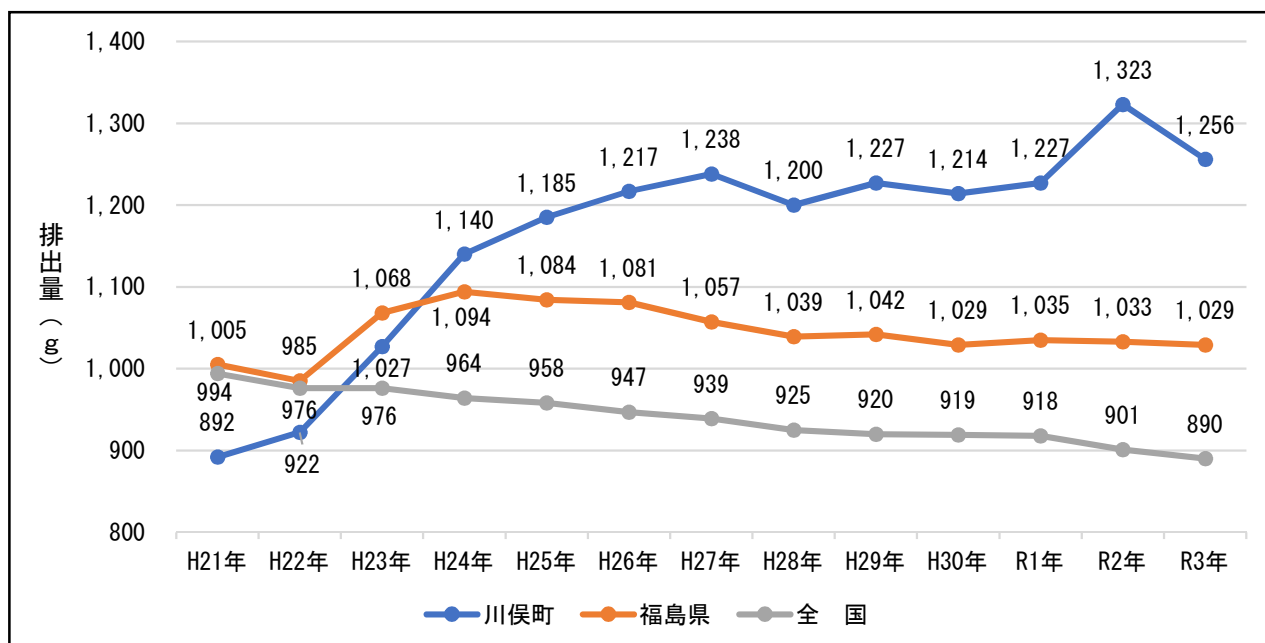
公共交通機関は路線バス、タクシー及びデマンドタクシーです。路線バスは、福島交通㈱及び JR バス東北㈱により 3 路線が運行され、利用者の減少により廃線となった福島市飯野町方面の路線については、本町と福島市が共同で自治体バスを運行しています。また、交通空白地域解消を図るための交通手段として、ふれあいタクシー（デマンド型乗合タクシー）が運行されています。タクシーは町内に事業所が 2 社あり、目的地を選ばない自由な移動手段として利用されています。

3. 環境

（１）ごみ排出量

本町の 1 人 1 日あたりのごみ排出量は、2011（平成 23）年に発生した東日本大震災後に増加しており、県内平均や全国平均を上回る高い水準が続いています。

図表 4 川俣町、福島県及び全国の 1 人 1 日あたりのごみ排出量の推移



【(出典) 環境省「一般廃棄物処理事業実態調査の結果について」】

(2) 再生可能エネルギー

本町では、川俣町役場本庁舎をはじめ、町有施設 11 件において太陽光発電設備が導入され、同施設内での電力として利用されております。

また、山木屋地区において、町と民間企業の共同出資により設立された「かわまた復興発電合同会社」が事業主体となり、大規模太陽光発電設備（メガソーラー発電所）を整備し、発電及び売電事業を実施しています。売電による収益は本町に寄附され、山木屋地区復興拠点商業施設（とんやの郷）の維持管理費に充当されております。

(3) 省エネルギーの取組（川俣町のこれまでの取組）

本町では、2008（平成 20）年度に「川俣町役場地球温暖化対策実行計画」を策定し、電気の使用抑制や用紙類の節約、環境に配慮した製品購入の推進、町有施設における照明器具の LED 化等、町自らの温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を進めてきました。

また、家庭や事業所からの温室効果ガス排出量削減のため、町広報誌やホームページによる地球温暖化対策の周知・普及啓発、住宅への太陽光発電設備設置に対する補助金制度等の取組を進めています。

第2節 区域の温室効果ガス排出状況

1. 温室効果ガス排出量の現況推計と推計方法

温室効果ガス排出の要因分析、計画目標の設定、部門・分野別排出量の規模や増減傾向に応じた対策・施策の立案を行うために、温室効果ガス排出量の現況推計を行います。

本計画の温室効果ガス排出量の推計対象は、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門のエネルギー消費に伴うエネルギー起源 CO₂ と一般廃棄物の焼却処分に伴う非エネルギー起源 CO₂ です。しかしながら、地理的な行政区域内に限定して各部門のエネルギー消費量を把握することは非常に困難であるため、区域の温室効果ガスの排出量は推計によって算出されます。

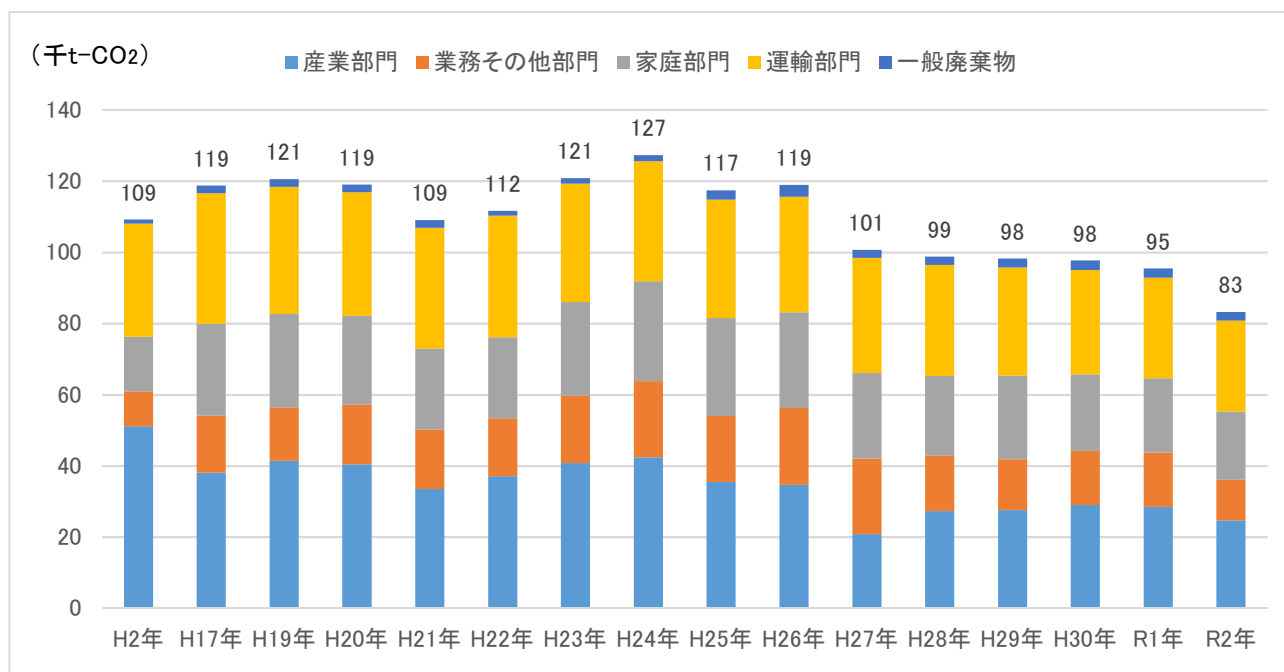
本町の温室効果ガス排出量については、環境省の按分法による「全市区町村の部門別 CO₂ 排出量の現況推計値」を参照しています。

2. 区域の温室効果ガス排出量の推移

本町からの温室効果ガス排出量は、微増減を繰り返しながら推移しておりましたが、2014（平成 26）年度以降は減少傾向にあります。直近の 2020（令和 2）年度の排出量は、83 千 t-CO₂※でした。

※t-CO₂（二酸化炭素トン）：CO₂ の発生量を表す単位。

図表 5 温室効果ガス排出量の推移



【(出典) 環境省「自治体排出量カルテ」】

3. 部門別温室効果ガス排出量

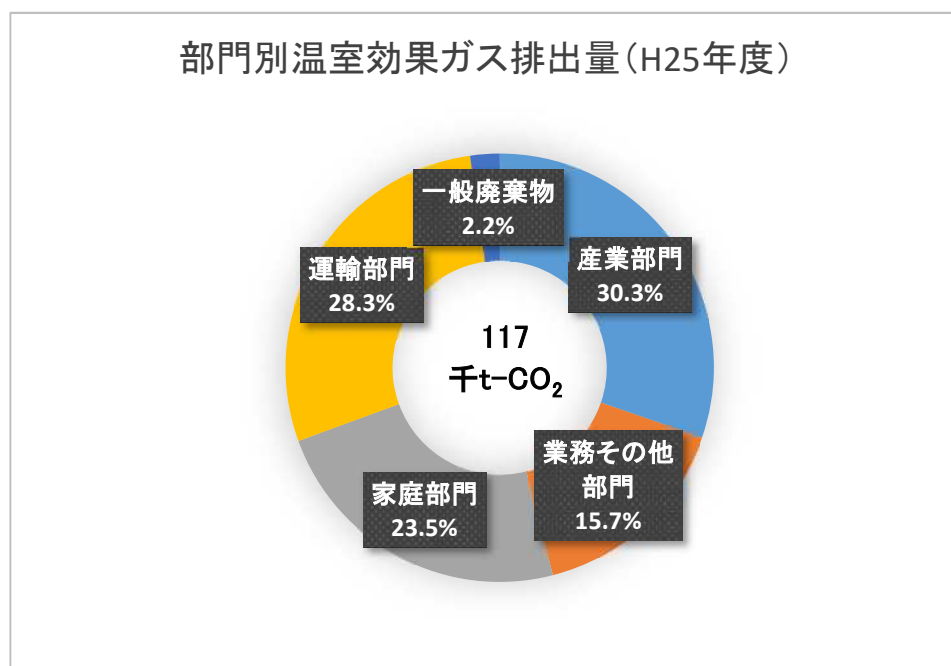
基準年度である 2013（平成 25）年度の部門別温室効果ガス排出量の内訳は、産業部門と運

輸部門からそれぞれ約 3 割、次いで家庭部門から 28%、業務その他部門が 18%、一般廃棄物からの排出量が約 3%となっています。

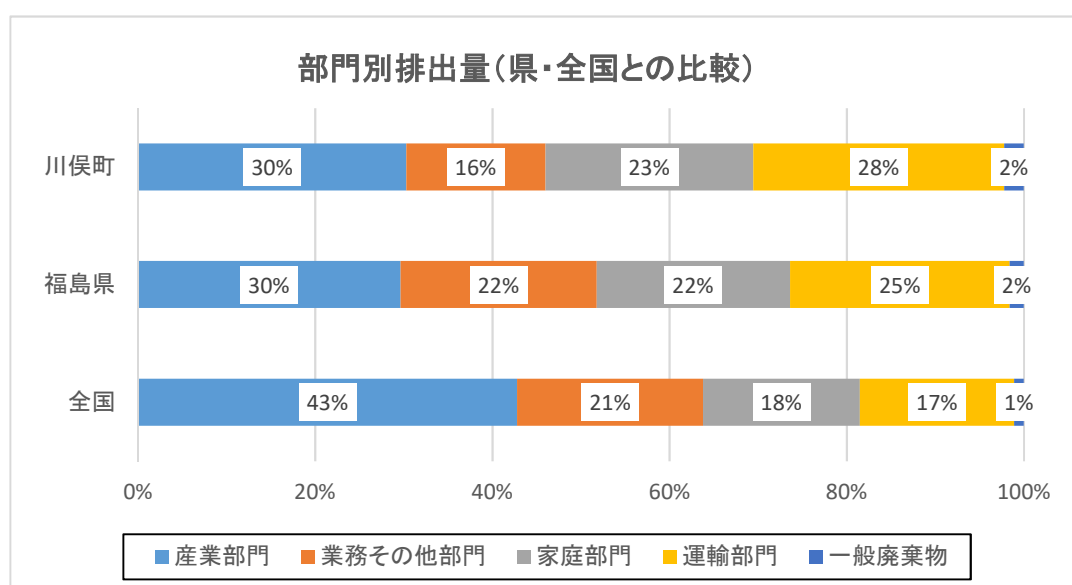
県や全国と比較すると、運輸部門、家庭部門が占める割合が多く、業務その他部門と産業部門の割合が少なくなっています。

部門別温室効果ガス排出量の推移では、産業部門では微減傾向、その他の部門分野では横ばいの状況です。

図表 6-1 2013（平成 25）年度の部門別温室効果ガス排出量の内訳



図表 6-2 部門別温室効果ガス排出量（県・全国との比較）



【（出典）環境省「自治体排出量カルテ」】

図表 7 部門別温室効果ガス排出量の推移

部門等	2013（平成25）年度		2020（令和2）年度		2020（令和2）年度	
	排出量 (千t-CO ₂)	構成比	排出量 (千t-CO ₂)	構成比	2013年度比 増減量 (千t-CO ₂)	増減率
合 計	117.38	100%	83.21	100%	-34.17	-29.1%
産業部門	35.55	30%	24.72	30%	-10.83	-30.5%
製造業	31.06	26%	19.97	24%	-11.09	-35.7%
建設業・鉱業	1.17	1%	1.07	1%	-0.10	-8.4%
農林水産業	3.32	3%	3.68	4%	0.36	10.8%
業務その他部門	18.43	16%	11.39	14%	-7.04	-38.2%
家庭部門	27.54	23%	19.14	23%	-8.40	-30.5%
運輸部門	33.25	28%	25.58	31%	-7.67	-23.1%
自動車	32.09	27%	24.80	30%	-7.29	-22.7%
旅客	16.96	14%	12.08	15%	-4.89	-28.8%
貨物	15.13	13%	12.72	15%	-2.40	-15.9%
鉄道	1.16	1%	0.78	1%	-0.38	-32.5%
船舶	0.00	0%	0.00	0%	0.00	0.0%
廃棄物分野（一般廃棄物）	2.60	2%	2.38	3%	-0.23	-8.8%

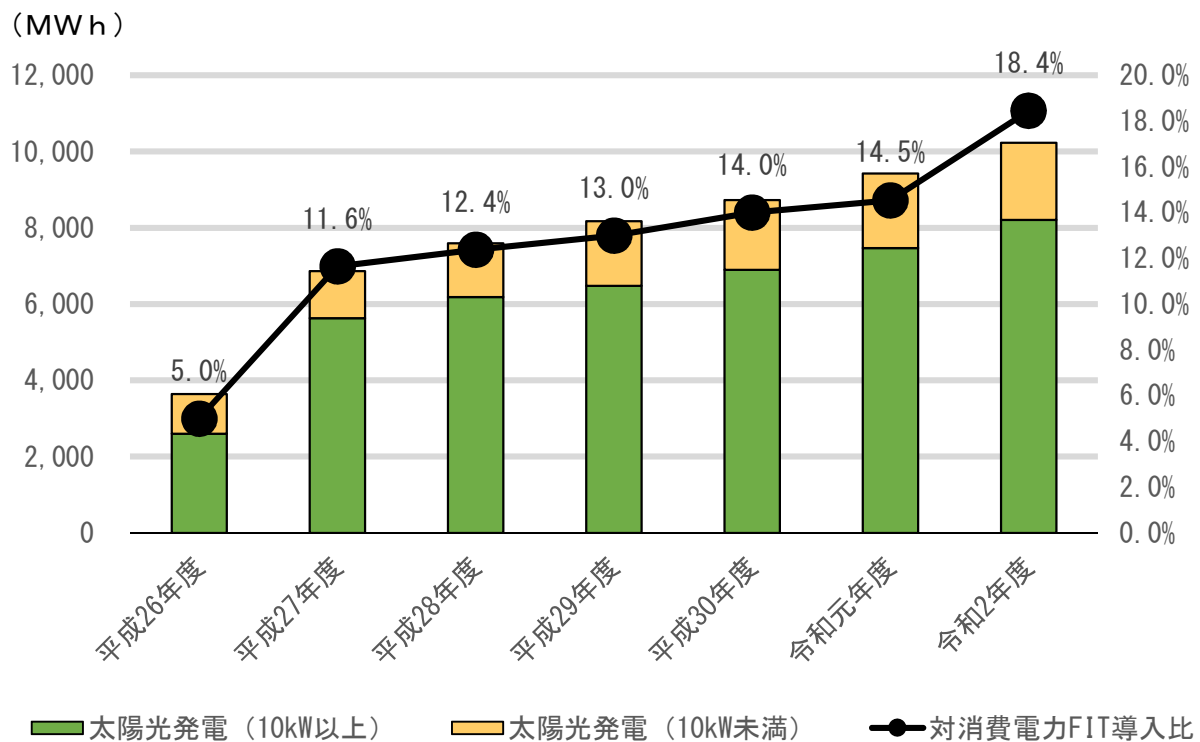
【（出典）環境省「自治体排出量カルテ」】

4. 再生可能エネルギーの導入状況

本町の再生可能エネルギーの導入量は、近年大幅に増え、2020（令和2）年度の導入容量は、10,226MWhでした。発電電力量にすると13,279MWhで、町内全体の電力使用量（推計値）71,992MWhの18.4%を賄えるほどとなっています。

再生可能エネルギーの種類は太陽光発電のみで、近年は10kW以上の規模の大きいものが増えています。

図表8 再生可能エネルギーの導入状況



【(出典) 環境省「自治体排出量カルテ」】

第3節 区域の温室効果ガス排出量の将来推計

1. 将来推計の考え方

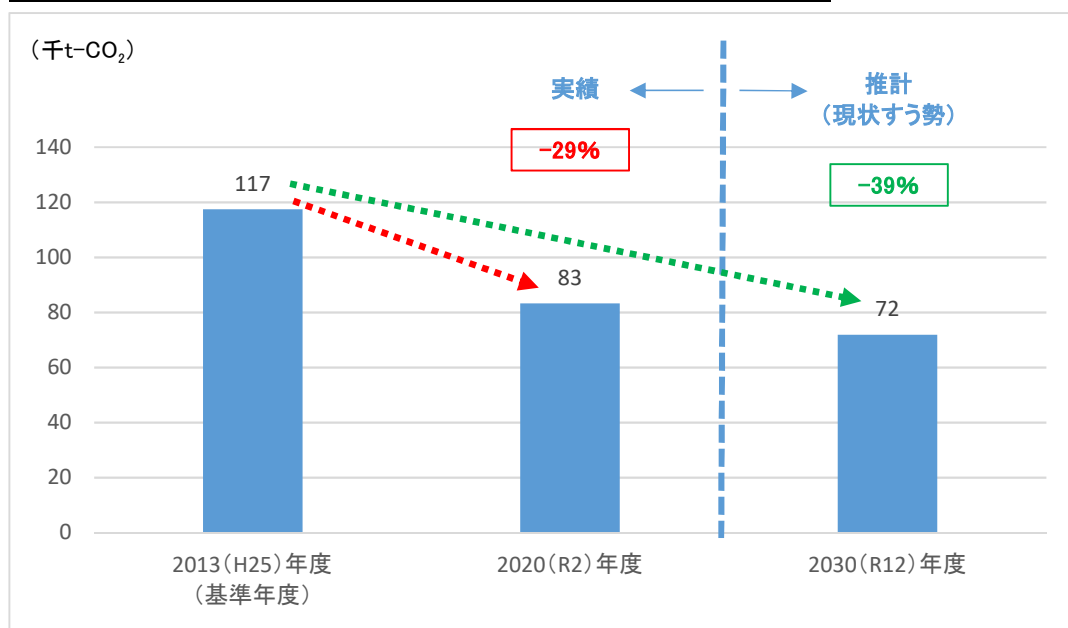
将来推計とは、削減対策を実施しなかった場合（現状すう勢ケース）の温室効果ガス排出量を推計するものです。本計画の削減目標設定のための基礎情報とします。

本町の温室効果ガス排出量の将来推計は、前述の本町の温室効果ガス排出量に、「川俣町人口ビジョン」に示された将来人口推計に基づく人口増加率を乗じて算出しました。

2. 温室効果ガス排出量の将来推計

本町の温室効果ガス排出量は、2030（令和12）年度は72千t-CO₂（2013（平成25）年度比-39%）と推計されました。今後、本町では人口減少が予測されており、それに伴い温室効果ガス排出量も減少すると考えられます。

図表8 温室効果ガス排出量の将来推計（現状すう勢ケース）



第4節 区域の気候の変化と将来予測

1. 本町の気候の現状

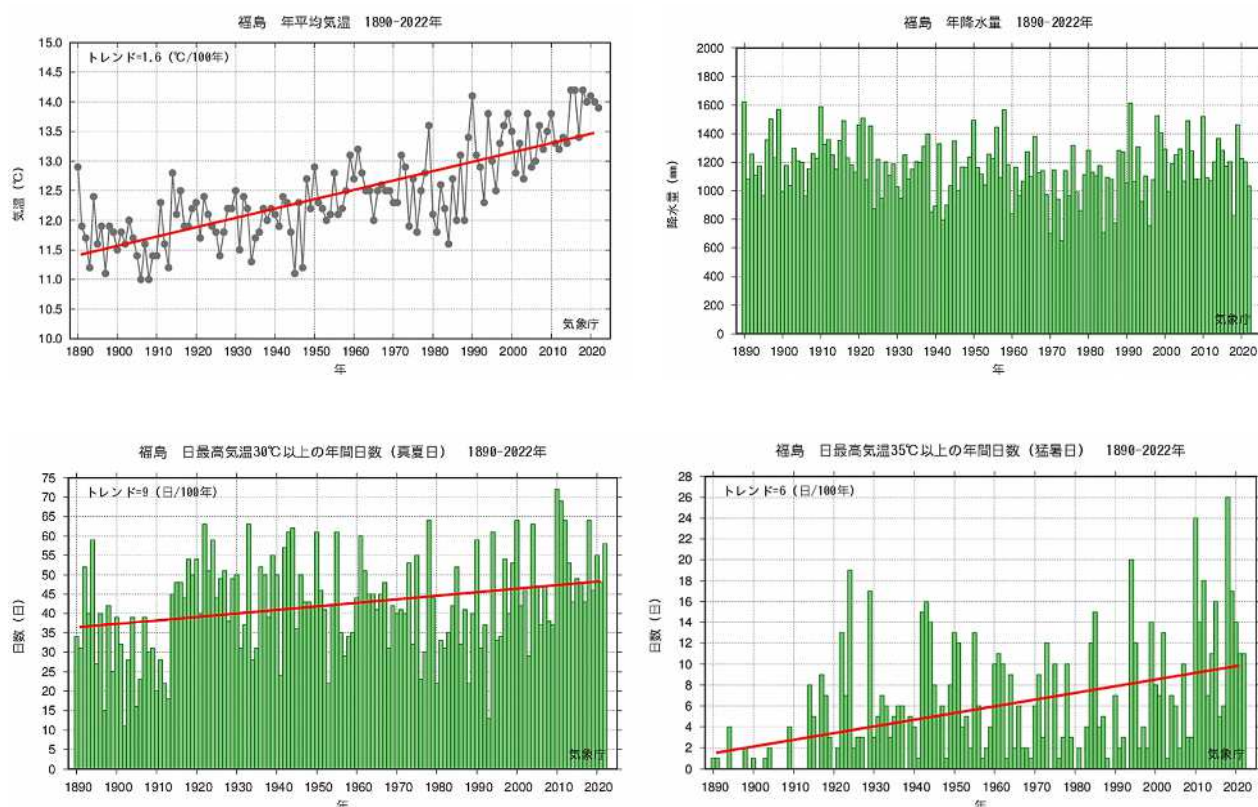
本町に最も近い福島県内の観測地点「福島気象台」の気象観測情報等から、本町の気候の現状を以下のようにまとめました。年平均気温は、1890年から2022年までの観測データによると、100年あたり1.6℃の割合で長期的に上昇しております。

真夏日（日最高気温30℃以上）の日数は、100年あたり9日の割合で増加しており、猛暑日（日最高気温35℃以上）の日数についても、100年あたり6日の割合で増加しております。

年降水量は、長期的には大きな変化がみられませんが、東北地方の1時間降水量30mm以上の短時間強雨の年間発生件数は、約30年で1.9倍に増加しています。

降雪については、大きな変化傾向はみられません。

図表9 福島県の気候の推移



【(出典) 気候変動適応情報プラットフォーム (A-PLAT)

(気象庁作成、https://adaptation-platform.nies.go.jp/map/Fukushima/index_past.html)]

2. 本町の気候の将来予測

IPCC の第 5 次評価報告書に基づき、現在気候（1980～1999 年）と将来気候（2076～2095 年）を比較して、RCP8.5（現時点を超える政策的な緩和策を行わないことを想定した最悪のシナリオ）に基づいた将来予測のシミュレーションが行われています。

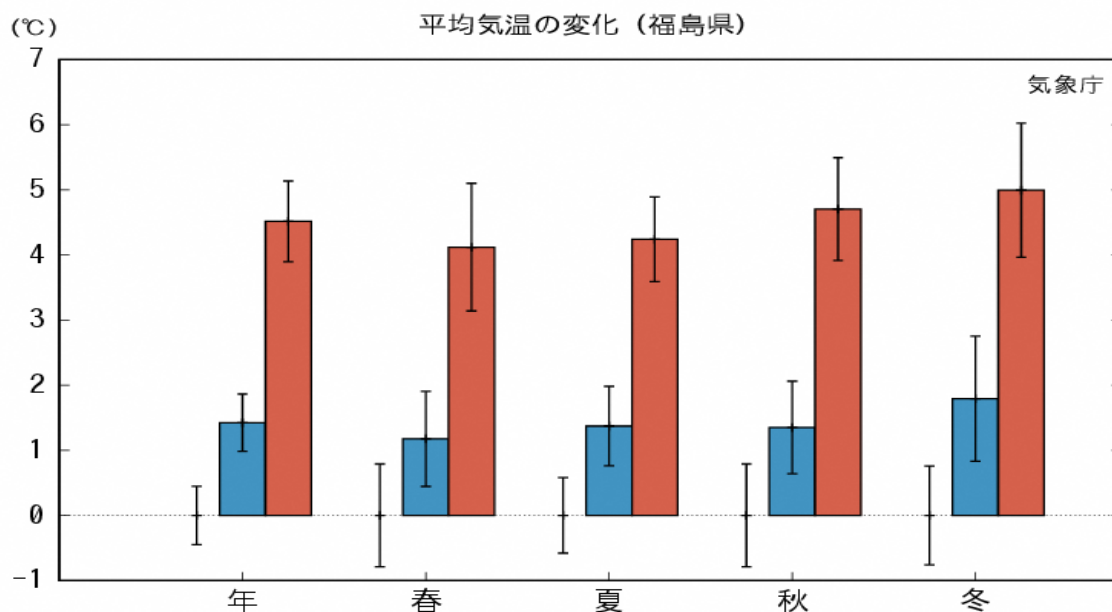
これによると、21 世紀末（2076～2095 年）には、福島県の年平均気温は 100 年で約 4.5℃上昇し、現在の宮崎県と同程度となり、年間で猛暑日は約 14 日、真夏日は約 44 日増加すると予測されています。一方、冬日は約 63 日減少すると予測されています。

短時間強雨（1 時間降水量 30 mm 以上）が 100 年で約 2 倍になるとともに、無降水日も増加することが予測されており、大雨による災害発生や水不足などのリスクが懸念されています。

図表 10 福島県の気候の将来予測

（1）年平均気温

平均気温は 4℃上昇シナリオで約 4.5℃、2℃上昇シナリオで約 1.4℃上昇します。



※予測される変化（20 世紀末と 21 世紀末の差）を棒グラフ、年々変動の幅を細い縦線で示す。

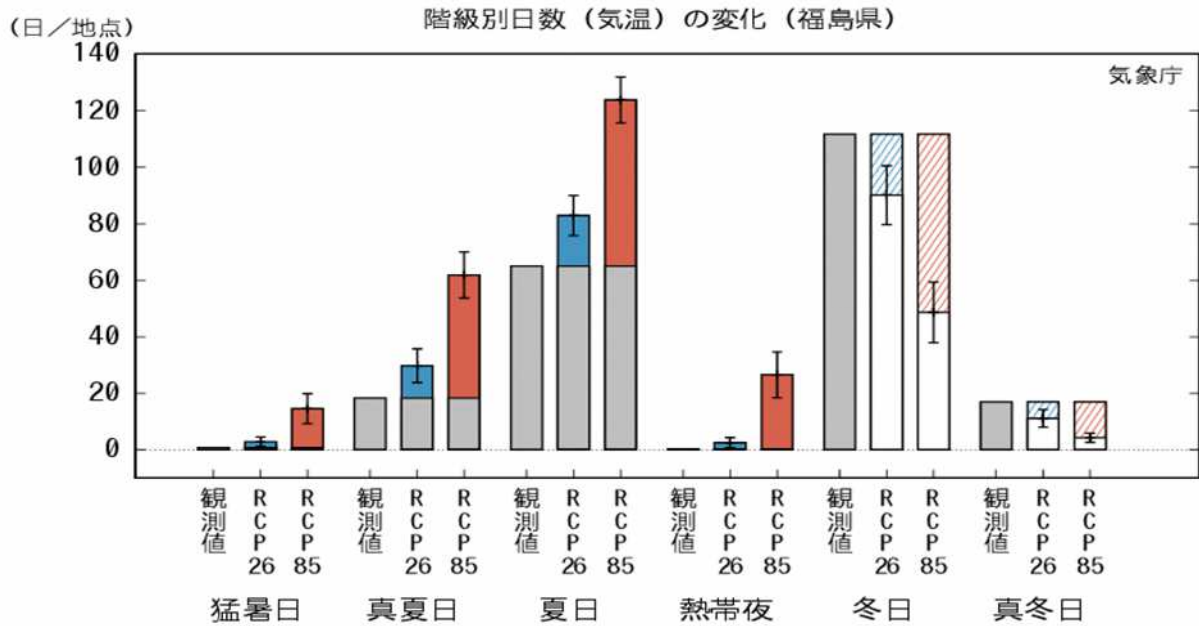
棒グラフの色は、青が 2℃上昇シナリオ（RCP2.6）に、赤が 4℃上昇シナリオ（RCP8.5）にそれぞれ対応する。棒グラフがないところに描かれている細い縦線は、20 世紀の年々変動の幅を示している。

（2）真夏日・冬日など

真夏日は 4℃上昇シナリオで約 44 日、2℃上昇シナリオで約 11 日増加します。

熱帯夜は 4℃上昇シナリオで約 26 日、2℃上昇シナリオで約 2 日増加します。

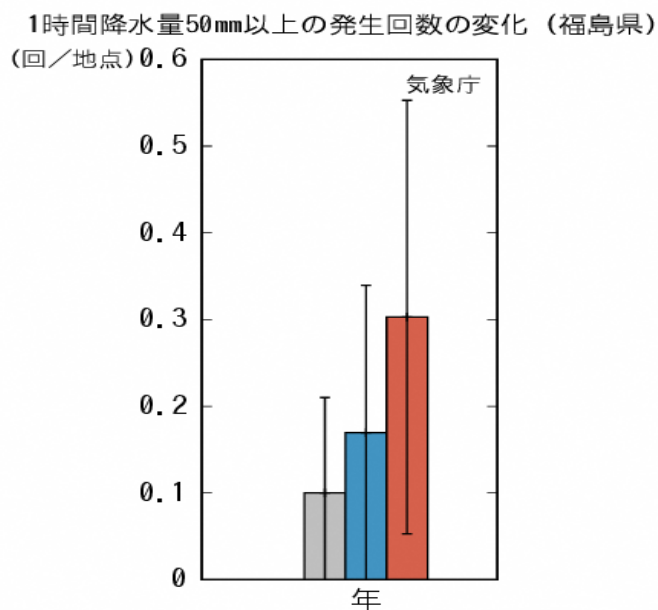
冬日は 4℃上昇シナリオで約 63 日、2℃上昇シナリオで約 22 日減少します。



※20 世紀末の観測結果(灰色部分)に対して、予測される変化(20 世紀末と 21 世紀末の差)を加算または減算した棒グラフで示す。また、年々変動の幅を細い縦線で示す。
 予測される変化を表す部分の色は、青が RCP2.6 に、赤が RCP8.5 に、それぞれ対応する。
 日数が減少する冬日、真冬日については、減少量を斜線部分で示す。

(3) 短時間強雨

1 時間に 50mm 以上の短時間強雨が降る回数はいずれのシナリオでも増加し、増加率は 4℃ 上昇シナリオの方が 2℃ 上昇シナリオより大きくなります。



※発生回数を棒グラフ、年々変動の幅を細い縦線で示す。

棒グラフの色は、灰色が 20 世紀末に、青が RCP2.6 の 21 世紀末に、赤が RCP8.5 の 2 世

紀末に、それぞれ対応する。ただし、20 世紀末の値にはバイアス補正を加えているものの完全にバイアスが除去されている訳ではなく、観測値とは値が異なることに注意。

【(出典) 気象庁 仙台管区気象台「福島県の気候の変化」(<https://www.data.jma.go.jp/sendai/knowledge/climate/change/fukushima.html>)】

3. 気候変動影響評価

これまでの気候の変化や将来の気候予測に加え、国の「気候変動適応計画」及び県の気候変動影響評価を踏まえて、本町における気候変動の影響評価を整理しました。

気候変動影響評価

影響評価凡例

【重大性】●：特に大きい ◆：特に大きいとは言えない ー：現状では評価できない

【緊急性】●：高い ▲：中程度 ◆：低い ー：現状では評価できない

【確信度】●：高い ▲：中程度 ◆：低い ー：現状では評価できない

大項目	小項目	既往の気候変動評価	将来予測される影響	影響評価		
				重大性	緊急性	確信度
農業・林業・漁業	水稻生産基盤	・一等米比率低下 ・収量の減少 ・病害虫分布域拡大 ・水資源の利用方法の変化	・整粒率や一等米比率低下、水稻の発病増加 ・融雪の早期化等による用水の取水時期への影響	●	●	●
	野菜	・収穫期の早まり ・生育障害の発生頻度増加	・適正な品種選択で影響回避が可能	●	●	▲
	果樹	・果樹の浮皮 ・果実の着色不良、日焼け	・栽培適地の北上 ・高温による生育障害	●	●	●
	林業	・落葉広葉樹から常緑広葉樹への置き換わり	・将来影響は不確定	◆	▲	▲
自然生態	水資源	・年間降水日数の減少	・融雪の河川流況の変化	●	▲	▲
	自然生態系	・高山帯、亜高山帯の植生の衰退や分布の変化 ・野生鳥獣の分布拡大	・渡り鳥等野鳥の経路や時期の変化 ・生物多様性等へのリスク	●	●	ー
災害	水害	・短時間強雨や大雨の発生により甚大な水害が発生	・洪水を起こしうる河川増加 ・施設の能力を上回る外力による水害が頻発	●	●	▲
	土砂災害	・短時間強雨の増加に伴う土砂災害発生件数の増加 ・深層崩壊発生件数の増加 ・降積雪の年変動が増大	・降雨量増加に伴う集中的な崩壊、土石流の頻発化 ・大量の流木が発生する災害の顕在化	●	●	▲

	地域基盤	・記録的豪雨等による地下浸水、停電や水道等への影響 ・豪雨や台風による道路交通路の遮断等	・短時間強雨や渇水の増加、強い台風の増加等に伴うインフラ・ライフラインへの影響リスク	●	●	▲
健康・生活	暑熱	・気温の上昇による超過死亡の増加 ・熱中症搬送者数の増加	・熱波の頻度増加で熱ストレスによる死亡リスクの増加 ・熱中症搬送者数の倍増	●	▲	▲
	感染症	・デング熱等の感染症を媒介するヒトスジシマカの増加	・ヒトスジシマカの分布域の拡大	●	▲	▲
産業	金融・保険	・保険損害の著しい増加と恒常的に被害が出る確率上昇	・自然災害とそれに伴う保険損害の増加	●	▲	▲
	観光業	・特にみられず	・自然資源を活用したレジャーへの影響	▲	▲	■

第3章 計画の目標

第1節 区域の目指す将来像

本町のまちづくりの指針である「第6次川俣町振興計画」では、先人たちから受け継いできた、豊かな自然を生かした生業や独自の芸術・文化を大切に守り育て、次世代へ引き継いでいくとともに、住民だけでなく町に関わる様々な人の活力をまちづくりに生かし、住民一人ひとりが幸せに暮らせる町を目指していくため、以下のような将来像を定めています。

みんなの笑顔と若い活力にあふれ 自然豊かな 歴史と文化が薫るまち

本計画においてもこの将来像を環境面で目指すとともに、将来像の実現のため、以下の2つの方向性に配慮し、地球温暖化対策に取り組むものとします。

《将来像実現のための2つの方向性》

- ① 町の活性化に向けた産業振興策と地球温暖化対策の一体的な推進を図り、環境・経済・社会の統合的な向上を目指します。
- ② 町の地域資源を活用した地球温暖化対策の推進を図り、町の魅力を向上させながら、安全で快適に暮らせるまちを目指します。

第2節 温室効果ガス総排出量削減目標

国は、2050（令和 32）年までの脱炭素社会の実現に向け、2021（令和 3）年 4 月に、2030（令和 12）年度に、温室効果ガスの排出量を 2013（平成 25）年度比 46.0%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続ける」とする目標を示しました。

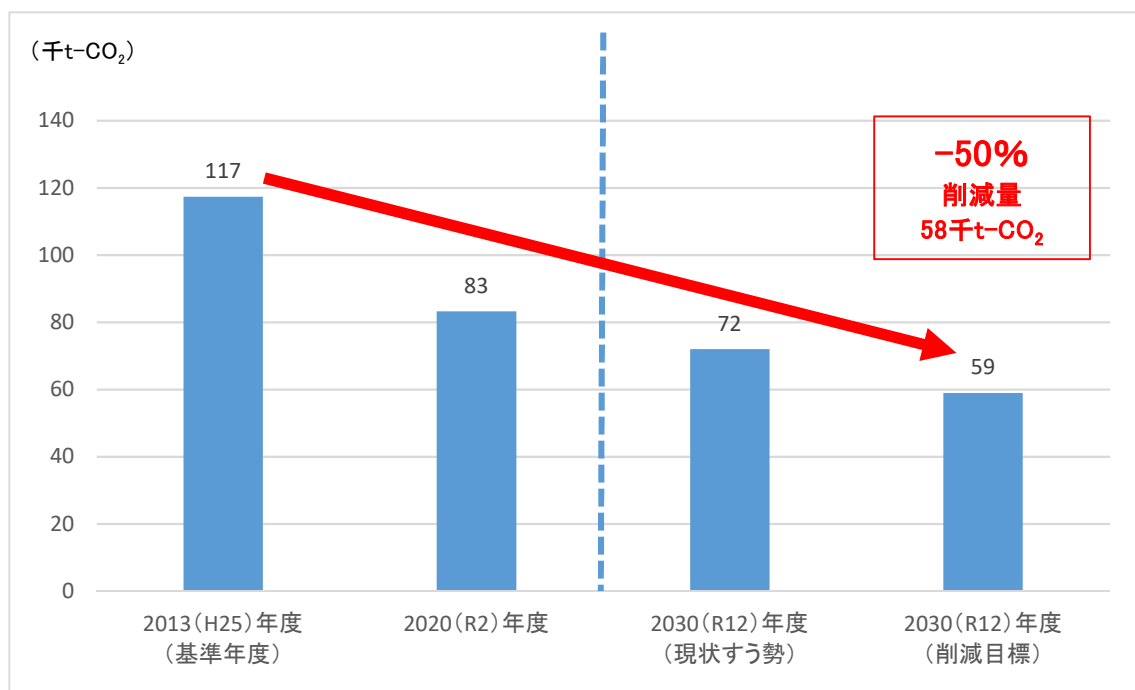
また、福島県では、「基準年度（2013 年度）比で 2030 年度に 50%削減する」ことを目標に掲げています。

本町の温室効果ガス排出量の削減目標は、国及び県の目標を踏まえ、以下のとおりとします。

また、長期的視点として、「地球温暖化対策法推進法」の基本理念に準じ、2050（令和 32）年までに排出量を実質ゼロにし、脱炭素社会の実現を目指します。

中期目標	2030（令和 12）年度までに、 2013（平成 25）年度比で 50%削減
長期的視点	2050（令和 32）年脱炭素社会の実現

図表 13 温室効果ガス総排出量削減の目標



本町の温室効果ガス排出量の将来推計では、人口減少等により、何も対策を講じない現状すう勢ケースである程度の減少が見込まれていますが、目標達成に向けて着実に減らしていくための取組を次頁以降で示します。

第4章 温室効果ガス削減・抑制のための取組

第1節 基本目標

本町の望ましい環境像「みんなの笑顔と若い活力にあふれ 自然豊かな 歴史と文化が薫るまち」を見据え、将来像実現のための2つの方向性をふまえながら、以下の基本目標のもとに、温室効果ガス総排出量の削減目標達成に向けて、具体的な取組を推進していきます。

基本目標1

再生可能エネルギーの導入・利用促進

太陽光等の再生可能エネルギーは、発電において温室効果ガスを排出しないことから、その導入拡大は地球温暖化対策に必要不可欠です。また、太陽熱やバイオマス熱、廃棄物処理に伴う廃熱、温泉熱、地中熱等の再生可能エネルギー熱の活用推進も効果的です。

本町の自然的社会的条件に応じて、庁舎や公共施設等での再生可能エネルギー等の率先導入・活用を行うとともに、区域内において、再生可能エネルギーの利用の促進やエネルギーの面的利用に積極的に取り組みます。

基本目標2

省エネルギーの推進

温室効果ガス排出量の削減には、エネルギー消費量の削減が欠かせません。行政・事業者・市民が、自発的に省エネルギーに取り組むための施策・事業を積極的に推進していきます。

省エネルギーの取組推進にあたっては、省エネ型設備機器の導入等のハード面での取組と、日常生活・事業活動の中における省エネルギー行動の推進等のソフト面での取組、双方を推進していきます。

基本目標3

脱炭素型まちづくりの推進

地域構造や交通システムは、交通量や業務用建物床面積等により、中長期的に温室効果ガス排出量に影響を与え続けるものであり、エネルギーシステムの効率化を目指した、脱炭素型のまちづくりが必要とされます。また、建物自体の脱炭素型への転換や吸収源となる森林の保全にも配慮することも重要です。

また、再生可能エネルギー等の地域資源を活用しつつ、地域活性化や防災、生物多様性保全等の多様な地域課題を同時に解決していくことにも繋がることから、町の振興計画、公共施設等総合管理計画等の整合も図りつつ、脱炭素型まちづくりを推進していきます。

基本目標 4

循環型社会の推進

3R（Reduce：廃棄物等の発生抑制・Reuse：循環資源の再使用・Recycle：再生利用）の取組等、廃棄物の削減による非エネルギー起源 CO₂の排出抑制のほか、廃棄物発電等による熱回収や、廃棄物焼却施設からの余熱の利活用等により、廃棄物部門由来の温室効果ガスの一層の削減が求められています。

本町では、本町のほか伊達市、桑折町、国見町及び福島市の 2 市 3 町から構成される一部事務組合（伊達地方衛生処理組合）を組織して、廃棄物を広域的に処理しています。構成市町が連携して、廃棄物発電等の利活用を推進するとともに、町全体での 3R の取組を推進していきます。

基本目標 5

適応策の推進

地球温暖化対策には、温室効果ガスの排出削減等による「緩和策」と気候変動に伴う影響を防止・軽減する「適応策」の 2 つがあり、共に取り組むべき課題です。局所的な豪雨等による自然災害や農林業・生態系への影響、熱中症対策等多様な取組が必要とされており、また、その影響について適切に把握していくことも重要となります。

気候の変動に伴う影響に対し、影響への備えと新しい気象条件を利用した適応策に取り組んでいきます。

基本目標 6

多様な人々が取り組む環境づくり

再生可能エネルギーの導入・利用促進には、事業所や住宅での設備導入促進や投資が必要とされます。省エネルギーの推進や循環型社会の推進では、個人や事業者の理解を深め、自発的に取り組めるようなしくみが必要です。また、脱炭素型まちづくりでは、まちづくりに参画する人づくり・ネットワークづくりを進め、多様な主体が脱炭素化の担い手となることが求められます。

このように、取組全体を進めるために必要となる環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援等を推進し、多様な人々が地球温暖化対策に取り組めるような環境づくりに努めます。

第2節 施策と取組

1. 町の施策・事業

(1) 施策体系

本町の地球温暖化対策は、以下の体系で実施していきます。

また、本計画に記載された施策・取組のみならず、本町で実施する全ての事業において地球温暖化問題に配慮して推進していきます。

将来像	
「みんなの笑顔と若い活力にあふれ 自然豊かな 歴史と文化が薫るまち」	
基本目標	施策
1. 再生可能エネルギーの導入・利用促進	①太陽光発電の普及促進
	②その他の再生可能エネルギーの活用の推進
2. 省エネルギーの推進	①事業者の省エネルギーの推進
	②町民の省エネルギーの推進
	③町の省エネルギーの推進
3. 脱炭素型まちづくりの推進	①脱炭素型車社会づくりの推進
	②吸収源となる森林の保全・活用
4. 循環型社会の推進	①ごみの減量化・資源化促進
5. 適応策の推進	①適応型防災対策の推進
	②適応型健康対策の推進
6. 多様な人々が取り組む環境づくり	①情報交換の場の醸成及び情報の発信
	②体験・学習の場の創出

(2) 施策・事業

基本目標 1	再生可能エネルギーの導入・利用促進
--------	-------------------

施策①	太陽光発電の普及促進	担当：町民税務課
指標	現状（2022 年度）	目標（2030 年度）
太陽光発電設備（住宅用）の設置数	254 件（累計）※	450 件（累計）

※川俣町太陽光発電システム設置費補助金交付件数（2009 年度～2022 年度）

【取組例】

- 太陽光発電システム・蓄電池等の事業者・町民への設置支援
- 公共施設への太陽光発電システム・蓄電池の率先的導入
- ソーラーシェアリング（営農発電）の推進

施策②	その他の再生可能エネルギーの活用の推進		担当：政策推進課
指標		現状（2022 年度）	目標（2030 年度）
その他の再生可能エネルギーの導入例		0 件	2 件

【取組例】

- 環境と調和したその他の再生可能エネルギーの導入促進
- 再生可能エネルギーのポテンシャル調査

基本目標 2	省エネルギーの推進
--------	-----------

施策①	事業者の省エネルギーの推進	担当：町民税務課
指標	現状（2022 年度）	目標（2030 年度）
「ふくしまゼロカーボン宣言事業」の参加数	7 事業所	20 事業所

【取組例】

- 「ふくしまゼロカーボン宣言事業」への参加促進
- 省エネルギー診断の促進
- BEMS等エネルギーマネジメントシステムの導入促進
- 高効率設備機器の導入促進
- エコドライブの推進

施策②	町民の省エネルギーの推進	担当：町民税務課
指標	現状（2022 年度）	目標（2030 年度）
「福島県環境アプリ」のダウンロード数	69 件	300 件

【取組例】

- 「福島県環境アプリ」の活用
- うちエコ診断等省エネルギー診断の促進
- HEMS等エネルギーマネジメントシステムの導入促進
- 高効率設備機器の購入促進
- エコドライブの推進

施策③	町の省エネルギーの推進	担当：総務課
指標	現状（2022 年度）	目標（2030 年度）
町の事務事業からの温室効果ガス排出量	1,703 t-CO ₂	1,445 t-CO ₂

【取組例】

- 「川俣町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づく取組推進

基本目標 3

脱炭素型まちづくりの推進

施策①	脱炭素型車社会づくりの推進	担当：政策推進課・町民税務課	
指標		現状（2022 年度）	目標（2030 年度）
電気自動車登録台数		57 台	100 台

【取組例】

- 公共交通・自転車利用の促進
- 公共交通の利便性向上
- 電気自動車・次世代自動車の普及促進
- EV 充電設備、水素ステーション等の設置促進
- 建物・住宅の省エネルギー化、ZEB 化・ZEH 化の促進

施策②	吸収源となる森林の保全・活用	担当：農林振興課	
指標		現状（2022 年度）	目標（2030 年度）
森林経営活動の実施された面積		年間 23.20 ha	年間 30.00 ha

【取組例】

- 森林の整備（保育間伐、間伐、人工林整理伐）
- 森林経営活動の促進
- 植林活動の促進

基本目標 4

循環型社会の推進

施策①	ごみの減量化・資源化促進	担当：町民税務課	
指標		現状（2022 年度）	目標（2030 年度）
一人当たりのごみ排出量		1,295 g / 日	1,000 g / 日
資源化率		7.0%	15%

【取組例】

- 家庭ごみ・事業系ごみの分別指導と啓発の促進
- 食品ロス等を減らす取組の推進
- 減量化・再使用・資源化の取組の推進
- プラスチックごみリサイクル体制の構築
- 未分別品目の再資源化の検討

基本目標5

適応策の推進

施策① 適応型防災対策の推進

担当：総務課・農林振興課・建設水道課

【取組例】

- ハザードマップの更新・周知
- 治山・治水対策の推進
- 防災に関する情報の提供の推進

施策② 適応型健康対策の推進

担当：保健福祉課

指標	現状（2022 年度）	目標（2030 年度）
クーリングシェルの指定数	0 施設	15 施設

【取組例】

- 熱中症予防の啓発と注意喚起
- 感染症等の予防・対策推進
- クーリングシェルの指定、体制整備

基本目標6

多様な人々が取り組む環境づくり

施策① 情報交換の場の醸成及び情報の発信

担当：町民税務課

指標	現状（2022 年度）	目標（2030 年度）
地球温暖化対策のイベント実施回数	年間 1 回	年間 2 回

【取組例】

- 地球温暖化対策の情報提供の推進
- 地球温暖化対策の発信方法の検討
- 町民・事業者・町の情報交換の場の醸成
- J - クレジット制度の活用促進

施策② 体験・学習の場の創出

担当：町民税務課

指標	現状（2022 年度）	目標（2030 年度）
環境講座実施件数	年間 1 件	年間 2 件

【取組例】

- 環境教育・学習体験の推進
- 環境教育・学習講座の実施支援
- 地球温暖化対策を担う人材育成の促進

2. 町民・事業者の取組

町民・事業者は、町の施策・事業に伴うそれぞれの取組を自主的に推進していきます。

（１）町民の役割

地球温暖化は着実に進行している重要な問題です。まずは町民一人ひとりが地球温暖化に関心をもち今できる取組から着実に行動し、やがて個人から集団単位での温暖化対策に関する活動が生まれることにより、温室効果ガス削減の加速化を目指します。

環境行動の推進に向けた施策	・日常生活の中でできる省エネルギー行動を実践する。 ・家電製品は省エネモードを活用し、使用しないときは電源を切る。待機電力の削減も意識する。 ・近所への外出はできるだけ徒歩や自転車を利用する。 ・自動車の運転は、「急」のつく運転（急発進・急ブレーキ）を避け、エコドライブに努める。 ・「福島県環境アプリ」を活用する。
エネルギーの利用の効率化に向けた施策	・買い替えの際は省エネルギー型家電製品の購入に努める。また、照明のLEDへの更新を進める。 ・住宅を新築・改築する際は、冷暖房効率に優れた高断熱住宅を検討する。 ・次世代自動車（ハイブリッド車、電気自動車等）への買い替えを進める。 ・住宅への太陽光発電設備や蓄電池の導入を検討する。
脱炭素社会の構築に向けた施策	・身近な場所の緑化に努める。 ・地域の緑化活動に参加する。
循環型社会の構築に向けた施策	・必要なものを必要量買い、ごみの発生抑制に努める。 ・マイバッグの持参、容器・包装の少ない商品の購入に努める。 ・食材の使い切り、ごみの減量化に努める。 ・資源の集団回収に協力する。 ・環境にやさしい商品の使用に努める。 ・適正なごみの分別に努める。
排出削減への意識の基盤づくりに向けた施策	・環境関連団体等が開催するセミナー等に参加し、地球温暖化に関する意識の啓発に努める。 ・家庭や仲間、町内会等、環境教育に係る取組の輪を広げ、環境保全意識の共有化を図る。 ・環境保護団体の活動（イベント）に参加する。

（２）事業者の役割

それぞれの事業者が、経営方針、事業内容や規模に照らし、創意工夫しながら適切な取組を推進していくとともに、事業所の自主的な環境活動の実践、環境負荷の少ない製品やサービスを提供することにより、事業活動により排出される温室効果ガスの削減を目指します。

環境行動の推進に向けた施策	・昼休みの消灯やノー残業デー、ノーマイカーデーを設定するなど、できることから省エネルギー行動を実践する。 ・クールビズ、ウォームビズを励行し、冷暖房の適正化を図る。 ・社用車の運転時、エコドライブに努める。 ・徒歩（ウォークビズ）や自転車での通勤を励行する。 ・「ふくしまゼロカーボン宣言事業」へ参加する。
エネルギーの利用の効率化に向けた施策	・省エネ診断を受診する。 ・設備更新時は省エネルギー設備の導入に努める。 ・トップランナー基準を満たした電気製品の導入に努める。 ・エネルギー使用状況を把握し、適切な管理方法の検討を行う。 ・建築物を新築・改築する際には、高断熱化に努める。 ・燃費基準達成車への買い替えに努める。 ・太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を検討する。
脱炭素社会の構築に向けた施策	・敷地内の緑化に努める。 ・地域の緑化活動に参加する。
循環型社会の構築に向けた施策	・製品製造過程における廃棄物の減量化・再生利用に努める。 ・容器・包装の少ない製品の製造・販売に努める。 ・再生資源等の使用に努める。 ・製品製造・販売時に発生した廃棄物の適正な処理に努める。 ・容器・包装の少ない製品を購入する。 ・グリーン購入に努める。 ・資源の集団回収に協力する。 ・両面印刷に努めるとともに、ミスプリントの防止に努める。 ・適正なごみの分別に努める。
排出削減への意識の基盤づくりに向けた施策	・環境関連団体等が開催するセミナー等に参加し、従業員個人の意識啓発に努める。 ・職場での環境教育に努める。 ・環境団体の活動に参加する。

川俣町地域循環共生圏



省エネルギーの推進

- 三者（事業者・町民・町）による省エネルギーの推進

再生可能エネルギーの導入・利用促進

- 太陽光発電の普及促進
- その他の再生可能エネルギーの活用促進

事業者

町民

脱炭素型まちづくりの推進

- 脱炭素型車社会づくりの推進
- 吸収源となる森林の保全・活用



みんなの笑顔と
若い活力にあふれ
自然豊かな
歴史と文化が薫るまち
かわまた



循環型社会の推進

- ごみの減量化・資源化促進

多様な人々が取り組む環境づくり

- 情報交換の場の醸成及び情報の発信
- 体験、学習の場の創出



適応策の推進

- 適応型防災対策の推進
- 適応型健康対策の推進

町



第5章 重点プロジェクト

プロジェクト1 再生可能エネルギーの導入促進

本町では、住宅に太陽光発電システム及び太陽光発電システムで発電した電気を自家消費するために必要な蓄電池を設置した住民に対して、補助金を支給しております。この補助金を利用して、2022（令和4）年度までに254基の太陽光発電システムが町内に設置されました。

今後もこの補助を継続し、町全体での再生可能エネルギーの導入促進を図ります。

プロジェクト2 ごみ排出量削減への取組

ごみ排出量を削減することにより、ごみの焼却による温室効果ガスの排出や焼却に必要なエネルギー消費量等も削減されることから、ごみ排出量の削減に一層取り組む必要があります。

町民や事業者と連携しながら、経済的負担を伴わずに日常的に「ごみの発生」に対する意識づけ・気遣いの気風を醸成し、ごみ排出量削減への取組を推進します。

○ ごみの発生・排出抑制

マイバッグの利用等によりごみとなるものを発生させない（Reduce：発生抑制）、フリーマーケットの利用により、モノを大切に使う（Reuse：再利用）、ごみの分別排出を徹底し、資源として再利用する（Recycle：再資源化）、という3Rの取組を推進強化します。

○ 分別排出の徹底

プラスチックやダンボール等のごみは、分別して排出することで資源として再利用できます。ごみ袋に入れる前に、別種類のごみは混ざっていないか、洗えば資源ごみとして出せるものはないかなど、ごみの分別排出について、広報誌等で啓発を行い、ごみに対する意識を喚起します。

○ 食品ロスの削減

在庫を確認して必要なものだけを購入する、食べ切れる量を調理する、食品の期限を確認して使い切るといった食品ロス削減のための家庭での取組について、広報誌等で紹介し、食品ロス削減の推進を図ります。

プロジェクト3 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進

川俣町役場が行う事務事業から発生する温室効果ガスの排出量を削減していくため、各課と協力・連携し、「川俣町役場地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を着実に推進していきます。

職員一丸となって省エネ・省資源に取り組むほか、町有施設への再生可能エネルギー設備の導入を検討するとともに、備品や公用車の更新にあたっては、省エネ・高効率製品の導入を推進します。特に、消費電力量の大きい照明器具については、LED照明への転換を進めていきます。

第6章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

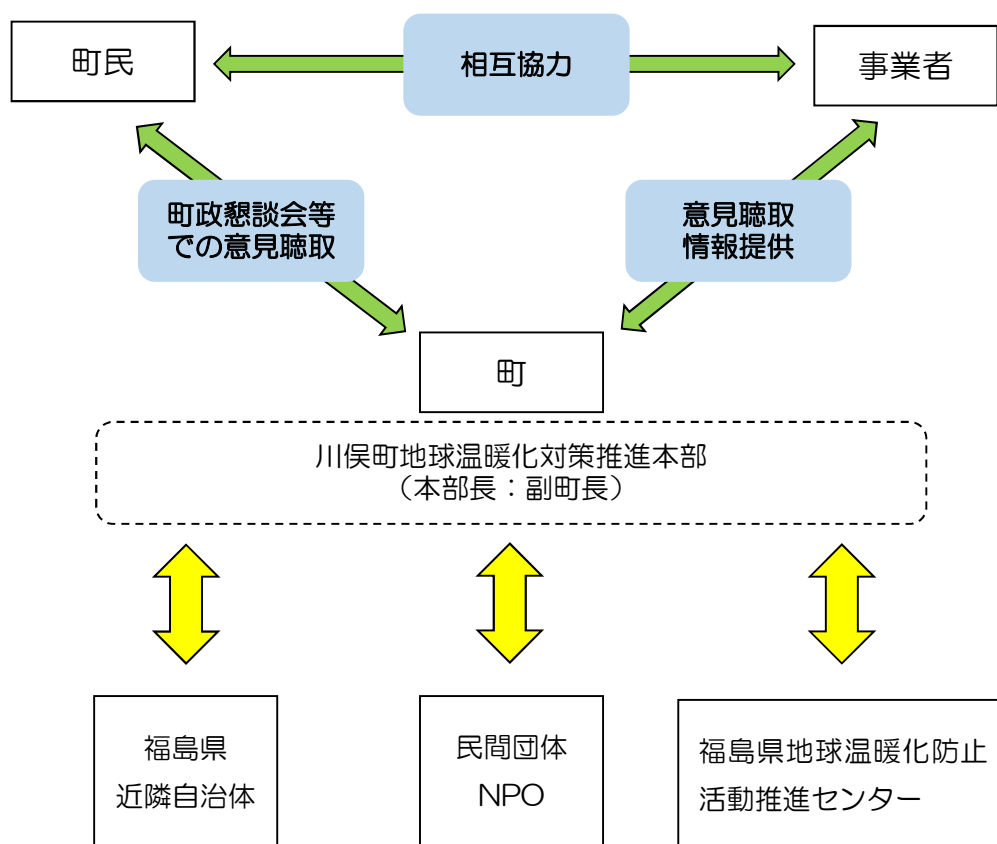
地球温暖化問題は、町民や事業者の日常の生活や事業活動が原因となっている点で、従来の公害問題と決定的に異なります。

地球温暖化問題の解決のためには、町民や事業者一人ひとりが自らの問題としてとらえ、町と連携・協働して各種の取組を進めていくことが必要です。

このため、本町は、庁内組織である「川俣町地球温暖化対策推進本部」を中心として、本町が実施する地球温暖化対策に関する各種施策の調整を図り、また、町民や事業者の意見を積極的に取り入れながら、自発的、具体的な行動に取り組んでいきます。

その他、福島県や近隣自治体及び福島県地球温暖化防止活動推進センターとの連携の下、様々な民間団体等の活動も合わせて支援し、多くの団体が連携・協働して各種の活動に取り組んでいくことができるよう体制づくりを進めていきます。

図表 14 推進体制図



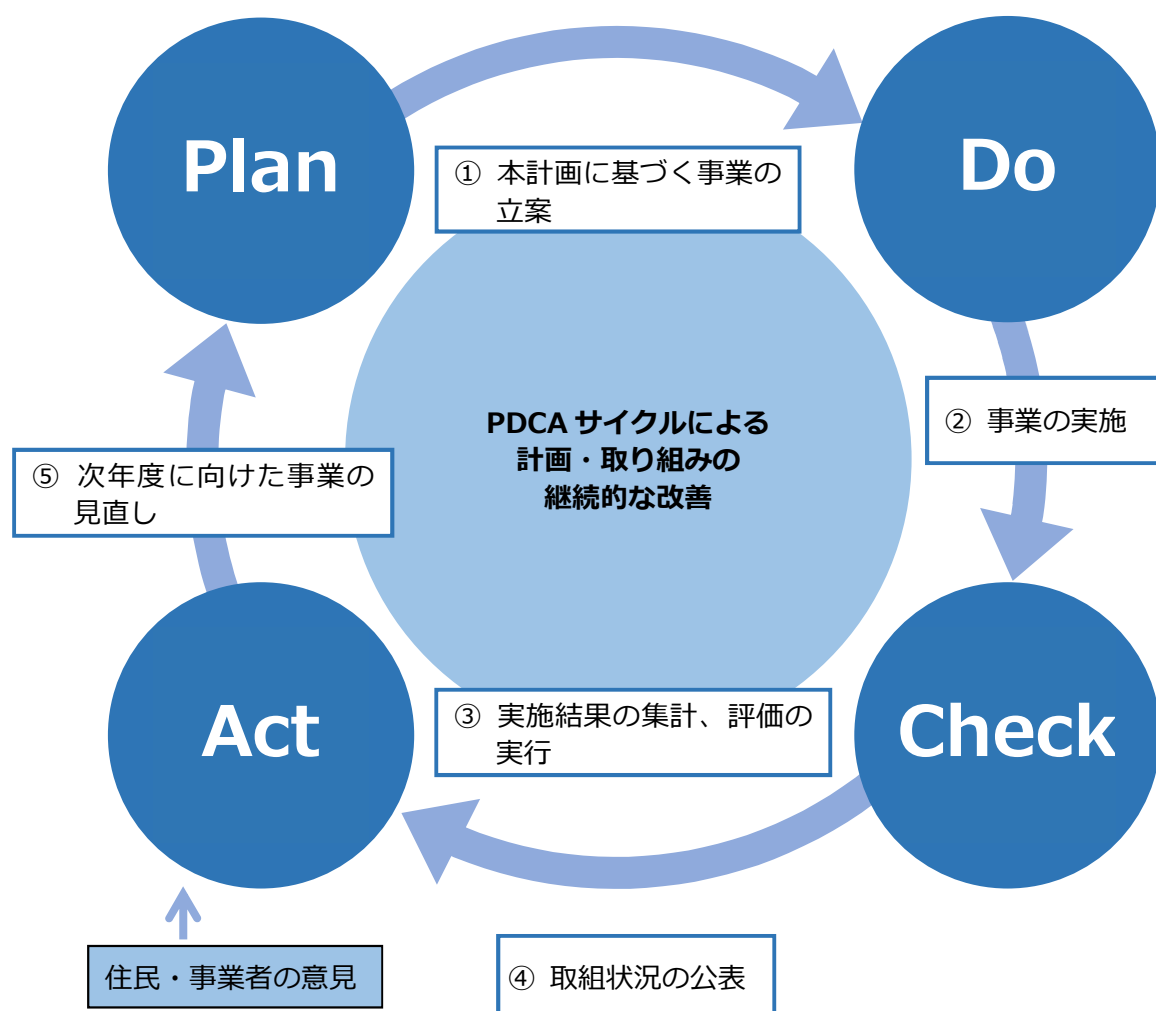
第2節 計画の進捗管理

計画の着実な推進を図り、町民・事業者・町の協働による進行管理を行うため、事業計画の策定（Plan）→実施（Do）→点検・評価（Check）→見直し（Act）を繰り返す PDCA サイクルにより、年度の進行管理を実施していきます。

また、計画本体についても必要に応じて評価・見直しを実施していきます。

また、本計画書と計画の取組状況について、公表・周知をしていきます。

PDCA サイクルによる計画の進行管理



川俣町地域まるごと脱炭素計画
【川俣町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】
【川俣町地域気候変動適応計画】
2021年（令和3年）7月
2024年（令和6年）7月改訂

福島県川俣町